

検索ワード	簡易検索HIT数
豆腐	156件
豆富	24件
豆富	5件
とうふ	172件
とーふ	0件
トウフ	4件
トーフ	13件
TOFU	23件

2016.8.10現在

トップページ > 商標 > 商標出願・登録情報

商標出願・登録情報 [ヘルプ](#)

入力画面 → 結果一覧 → 登録表示

商標名や文獻番号等から商標、審判の事項等を検索できます。なお、検索結果は商標公開に代わるものではありません。

区分又は類似群コードについては、[商品・役務名検索](#)、[商品・サービス国際分類表](#)又は[類似商品・役務審査基準](#)をご参照ください。更新予定については[ニュース](#)をご覧ください。

検索項目 検索キーワード 検索方式

商標(特許用) 1豆腐? OR

AND

類似群コード 32F05 OR

AND

出願番号/書換登録申請番号 IN(2015-00012X, 2015-12X, H27-00012X) OR

商標のタイプ 立体商標 音商標 動き商標 ホログラム商標 色彩のみからなる商標 位置商標

検索

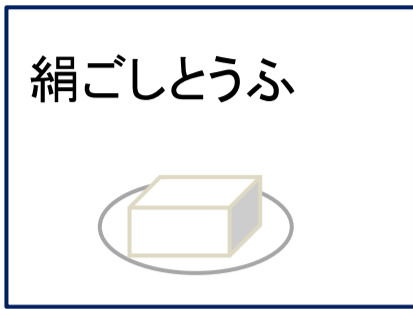
ヒット件数 **156件** 一覧表示

とうふの表示に関する公正競争規約及び施行規則に基づく特定事項の表示基準

一括表示欄以外の記載例

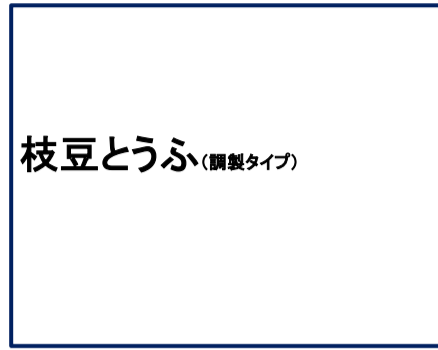
1.商品名

とうふ



大豆
水
凝固剤
消泡剤のみの使用

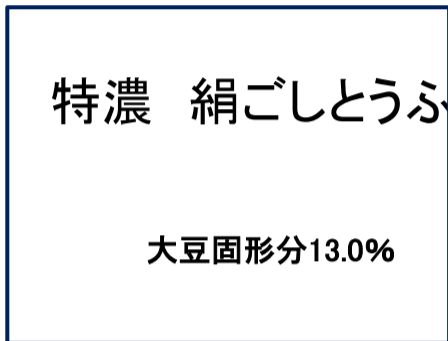
調製とうふ



調製タイプ は8ポイント以上のサイズ

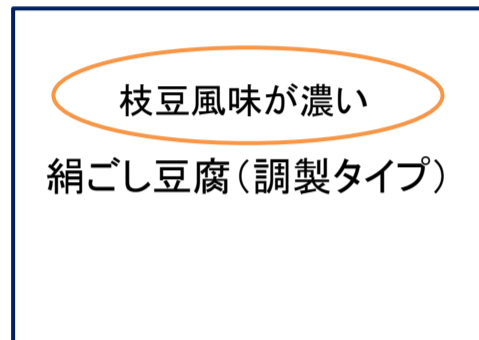
でん粉
酵素(TG)
果汁
香料
などを使用した場合は、
「調製とうふ」

2.濃度を強調する表示を行う場合



「濃い」「特濃」「濃厚」と記載する場合は、大豆固形分13%以上と記載ができる

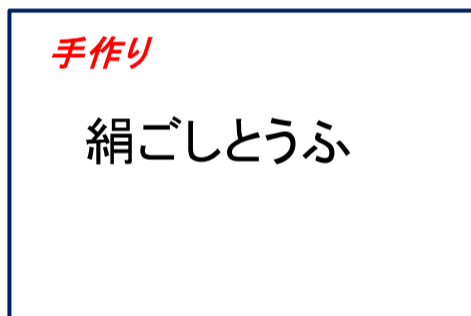
調製とうふ



副原料の味が濃い場合は、

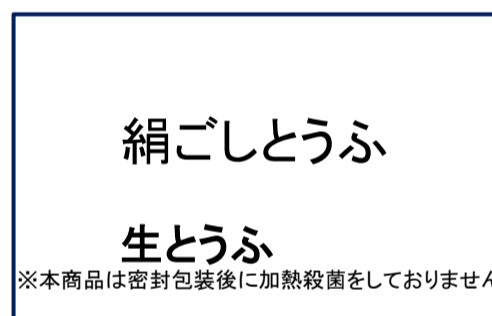
その副原料が濃い旨をわかりやすく記載する
その場合、とうふ・大豆成分と組みあわせての
表示はできない

3.手作りである旨を強調する表示を行う場合



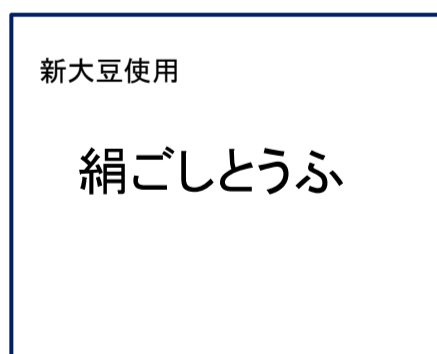
手作りの定義を満たすこと

4.「生とうふ」と表示する場合



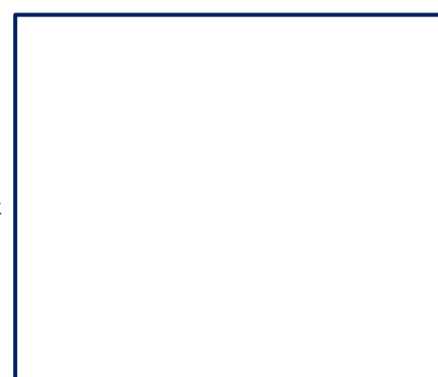
生とうふの定義を記載する

5.「新穀」または「新大豆」と表示する場合

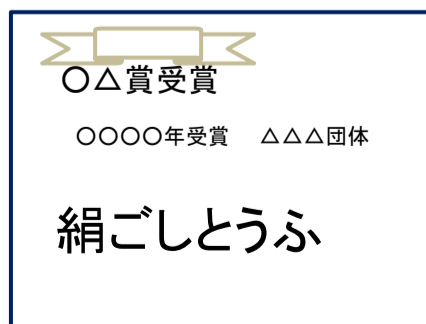


収穫されて4か月以内の大豆を使用
該当する大豆を100%使用している事

6.地域の特色あるとうふの品名



7.賞、推奨等を受けた旨を表示する場合



受賞年・推奨年の記載
品評会等主催者団体または
推奨者の氏名・名称を記載
することができる

10.独自製法等、特定の製法を強調して表示する場合



特殊な製法を用いていることを説明する
QRコード等にて事業者のHPへ誘導等
でも可能

とうふの表示に関する公正競争規約及び施行規則に基づく特定事項の表示基準

特定事項の表示基準	表示ができる場所	具体例	必要な条件	条件を満たせば表示できる豆腐の種類
商品名について	商品名 説明文	とうふ 豆腐 豆富 豆富 とーふ トウフ トーフ TOFU	規約第2条及び施行規則第1条に定めるとうふ類の表示については、木綿とうふ、ソフト木綿とうふ、絹ごしとうふ、充てん絹ごしとうふ、寄せとうふ、おぼろとうふ、にあつては、「〇〇とうふ」と記載する。調製木綿とうふ、調製ソフト木綿とうふ、調製絹ごしとうふ、調製充てん絹ごしとうふ、調製寄せとうふ、調製おぼろとうふにあつては、「調製〇〇とうふ」又は「〇〇とうふ(調製タイプ)」と記載する。冷凍とうふにあつては、「冷凍とうふ(調製タイプ)」と記載する。	すべてのとうふ
濃度を強調する表示を行う場合	商品名 説明文	「濃厚」 「特濃」 「濃い」 「コク」 「濃〇〇」 「〇〇濃」	大豆固形分13%以上または豆乳(糖類等その他の原材料を加えない状態のもの)濃度を糖度計(Brix計)で測定した値が15.5以上であること	絹ごしとうふ 充てん絹ごしとうふ 寄せとうふ おぼろとうふ 調製絹ごしとうふ 調製充てん絹ごしとうふ 調製寄せとうふ 調製おぼろとうふ 冷凍とうふ
手作りである旨を強調する表示をする場合	商品名 説明文	「手作り」	温豆乳を使用し、凝固剤の混合は電動・エア一作動など機械を使用せず櫛・包丁・流し込み・ワンツー式等の手技により混合し、凝固を完了させていること 施行規則第1条で定める(1)から(6)の凝固剤または(1)～(6)の合剤を使用して副剤等を使用しないこと。ただし、海洋成分(食塩・塩化カリウム等)は重量合計で凝固成分の重量を超えない範囲で使用できる。合剤に海洋成分以外の物質は使用しないこと 冷却豆乳を使用し凝固剤を混合後、昇温により凝固を完了させる方法は手作り豆腐に含めない。	木綿とうふ ソフト木綿とうふ 絹ごしとうふ 寄せとうふ おぼろとうふ
「生とうふ」と表示する場合	商品名 説明文	「生とうふ」	容器または包装に密封された後に加熱処理を行わないもの (充てん絹ごし豆腐を除く)	木綿とうふ ソフト木綿とうふ 絹ごしとうふ 寄せとうふ おぼろとうふ 調製木綿とうふ 調製ソフト木綿とうふ 調製絹ごしとうふ 調製寄せとうふ 調製おぼろとうふ
「新穀」「新大豆」と表示する場合	商品名 説明文	「新穀」 「新大豆」 「新豆」 「とれたて」	使用される大豆が収穫されてから概ね4か月以内のものであり、かつ当該大豆を100%使用するものに限る	すべてのとうふ (ただし、ロングライフとうふ、 冷凍とうふを除く)
地域の特色あるとうふの品名				すべてのとうふ
賞、推奨等を受けた旨を表示する場合	商品名 説明文	「〇△賞受賞」	賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けたもの同一の商品について表示することとし、品評会等主催者又は推奨者の定める表示基準により、受賞年または推奨を受けた年、品評会等主催団体または推奨者の氏名または名称等を表示することができる。	すべてのとうふ
特定の健康機能、成分等を表示する場合	商品名 説明文	「肌の潤いに役立つ」 など	特定の健康機能、成分を表示する場合 (特定保健用食品、栄養機能食品、機能性食品)には、食品表示法及び食品表示基準の規定に基づき表示する。	すべてのとうふ
「有機」または「オーガニック」など有機農産物加工食品や「特別栽培大豆」である旨の表示	商品名 説明文	「有機大豆」 「オーガニック」 「特別栽培大豆」	農林物資の規格化及び品質表示基準の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)及び有機農産物加工食品の日本農林規格(平成12年農林水産省告示第60号)により表示する。「特別栽培大豆」である旨を表示する場合は、特別栽培農産物にかかる表示基準ガイドラン(平成19年3月23日改正)に定める基準により表示する。	すべてのとうふ
独自製法等、特性の製法を強調して表示する場合	商品名 説明文	「〇〇製法」	とうふ類の製造に当たり、豆乳製造方法および豆腐製造方法において製法名と同一面において、当該製法の根拠となる製造方法の説明を記載しなければならない	すべてのとうふ